

虐待防止対応規程（マニュアル）

特定非営利活動法人 横須賀つばさの会
就労継続支援B型事業所 つばさ・つばさ第二

第一章 総則

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人横須賀つばさの会 定款第3条に基づき法人が実施する事業（以下「法人事業」という。）の利用者に対する虐待防止を図るためのものであり、法人事業、利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、法人事業に対する社会的な信頼を向上させ、利用者の人権を保護し、健全な支援を提供することを目的とする。

（対象とする虐待）

第2条 この規程において、「虐待」とは、職員がその支援する利用者に対し、次に掲げる行為をいう。

（1）身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど ・打撲させる ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）

（2）性的虐待

利用者に性的な行為をすること、又は利用者に性的な行為をさせること。

・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。

（3）心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ・「ばか」「あほ」等、障がい者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・罵る
- ・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する

(4) ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置をすること。

- ・食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても受診をさせない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせなかったり、制限したりする・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する

(5) 他の利用者による(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(6) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

- ・養護者又は養護者以外の親族が年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない

(7) その他、管理者が虐待と認める行為や言動。

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 職員は、利用者に対し虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、本規程に基づき、対応しなければならない。

- 2 職員は、虐待を発見した際は、障害者虐待防止法に基づき、市区町村に通報する義務がある。同時に虐待防止受付担当者に通報しなければならない。また、通報を怠ってはならない。

(虐待防止委員会の設置) *詳細は、「虐待防止委員会規程」参照

第5条 虐待防止対応責任者は、施設内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会(以下「委員会」という。)を設置しなければならない。

- 2 委員会は、定期的又は虐待発生の都度、開催しなければならない。
- 3 委員長は、虐待防止対応責任者とする。
- 4 必要のある場合は、第三者委員を委員に加えることができる。
- 5 虐待防止委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

委員長	つばさ	松原 理恵 (管理者・虐待防止対応責任者・苦情解決責任者)
委員	法人	小松 守也 (副理事長)
	つばさ	関 聖子 (主任・職業指導員・虐待防止受付担当者・苦情受付担当者)
	つばさ第二	小塚 静子 (管理者・虐待防止対応責任者・苦情解決責任者)
		木村 浩二 (目標工賃達成指導員・虐待防止受付担当者・苦情受付担当者)

苦情解決 第三者委員 (2名)	特定非営利活動法人横須賀つばさの会 監事
	石井 裕之
	中込 良夫

(虐待防止対応責任者)

第6条 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、法人に虐待防止対応責任者を設置する。

- 2 虐待防止対応責任者は、法人事業所管理者とする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第7条 虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待防止のための当事者等との話し合い
- (3) 虐待原因の改善状況の当事者(保護者も含む)及び第三者委員への報告

(虐待防止受付担当者)

第8条 事業所管理者は、利用者が虐待通報を行いやすい環境を整えるために、虐待防止受付担当者を設置する。

- 2 虐待防止受付担当者は、各事業所職員があたるものとする。
- 3 職員は、虐待防止受付担当者の不在時等に第2条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって通報を受け付けることができる。
- 4 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待防止受付担当者にその内容

を連絡しなければならない。

(虐待防止受付担当者の職務)

第9条 虐待防止受付担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの虐待通報受付
- (2) 職員からの虐待通報受付
- (3) 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
- (4) 虐待内容の虐待防止対応責任者及び第三者委員への報告
- (5) 虐待改善状況の虐待防止対応責任者への報告

- 2 第10条以降の「虐待通報者」は、通報者が法人職員及び第三者であっても「被虐待者本人及び保護者等」と読み替える。

第三章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第10条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書及びホームページの掲載等により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付) ※第11条から第14条の流れは、別紙「虐待発見時対応フロー」参照

第11条 虐待の通報は、文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

- 2 虐待防止受付担当者は、利用者からの虐待通報の受付に際して、次の事項を【別紙1】の「虐待通報受付記録」に記録し、その内容を虐待通報者に確認する

- (1) 虐待申出の内容等
- (2) 申出人の要望
- (3) 申出人への確認

① 第三者委員への報告の要否

② 第三者委員による話し合いの場への立ち合い、助言の要否

(虐待の報告・確認)

第12条 虐待防止受付担当者は、受け付けた申出の内容を【別紙1】により、虐待防止対応責任者及び第三者委員に報告する。ただし、申出人が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りでない。

- 2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、上記に従い、必要な対応を行う
- 3 虐待防止受付担当者から虐待通報受付の報告を受けた虐待防止対応責任者は、虐待内容を確認し、【別紙1】の「虐待通報受付記録」によって、申出人に対して報告を受けた旨を通知する。通知は、原則として虐待通報のあった日から10日以内に行わなければならない。

(虐待解決に向けた協議)

第13条 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

- 2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。
- 3 虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。
- 4 第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
- 5 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を【別紙2】の「話し合い経過記録」により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第14条 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

- 2 虐待防止対応責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び第三者委員に対して、【別紙3】の「改善結果（状況）報告書」により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。
- 3 虐待防止対応責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には横須賀市障害福祉課の虐待相談窓口及び神奈川県社会福祉協議会のかながわ福祉サービス運営適正化委員会の窓口を紹介する等の必要な対応を行う。

(解決結果の公表)

第15条 虐待防止対応責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を委員会に報告する。

- 2 障害福祉サービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に表示する。

(虐待防止のための職員研修)

第16条 虐待防止対応責任者は、虐待防止啓発のための職員研修を原則年1回及び職員採用時に実施する。

- 2 研修は虐待防止啓発研修に限らず、障害福祉を含めた、全人的な人格・資質の向上を目的として研修をする。

(権利擁護のための成年後見制度)

第17条 虐待防止対応責任者は、障害者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障害者本人及びその保護者等に啓発する。

(守秘義務)

第18条 虐待防止対応責任者、虐待防止受付担当者及び虐待防止委員会、その他虐待解決に係る全ての者は、虐待通報者の氏名、虐待通報の内容、その他相談等により知り得た個人情報を被虐待者、保護者、虐待通報者の許可なく他に漏らしてはならない。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。